

(請 求 人) 様

湧別町監査委員 水 野 豊

湧別町監査委員 下 田 英 人

住民監査請求の却下について (通知)

令和 6 年 4 月 15 日付けで提出のありました湧別町長刈田智之氏及び湧別町議会議長村田一志氏に関する措置請求につきましては、下記のとおり地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適格であるため却下します。

記

第 1 請求の要旨

①平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度に株式会社湧別林産に支出した湧別町商工業振興促進補助金が、繰越明許費に該当することから、3 年間合計で支出された 37,075,000 円と 1 事業の補助上限額 20,000,000 円の差額 17,075,000 円について、湧別町長刈田智之が株式会社湧別林産に対し補助金返還を求める措置を行うよう求めるもの。

②株式会社湧別林産の会社役員である脇坂敏夫町議会議員は、地方自治法第 92 条の 2 の規定に違反するので、湧別町議会議長村田一志に脇坂敏夫町議会議員の辞職勧告を請求するもの。

第 2 却下の理由

①住民監査請求の請求期間については、地方自治法第 242 条第 2 項において、「住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から 1 年経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

「正当な理由」とは「当該行為がきわめて秘密裏に行われ、1 年を経過した後初めて明るみに出されたような場合」「天災地変等で交通途絶により請求期間を失したような場合」と考えられる。

5 月 24 日の陳述の際に請求人に「正当な理由」を確認したところ、「私が知り得てから 1 年以内である。」とのことであった。

本件については情報公開制度の利用等により内容を知ることが可能であり、秘密裏とは言い難く、1 年を経過していることについての正当な理由は認められないものと判断し、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

②地方自治法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関または職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限ることとし、当該地方公共団体の損害の防止、補てんを目的とするものである。

したがって、議会議員への辞職勧告請求は対象となるものではなく、本件請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。